

一橋大学大学院国際企業戦略研究科金融戦略・経営財務(一橋大学 ICS-FS)コース
同窓会理事会規約

2016年5月30日

第1条(名称)

本会の正式名称は「一橋大学大学院国際企業戦略研究科 金融戦略・経営財務コース(以下、一橋大学 ICS-FS コース)同窓会理事会」とする。

第2条(目的)

本会の目的は、一橋大学 ICS-FS コース同窓会に関する事業計画の立案、人事の調整、予算案の立案、決算報告に関する事項、その他一橋大学 ICS-FS コース同窓会運営に必要な事項について審議するとともに、一橋大学 ICS-FS コース同窓会の資産を管理することとする。

第3条(所在値)

本会を以下の所在地に置く。

〒101-8439 東京都千代田区一ツ橋 2-1-2 学術総合センター8階

一橋大学大学院国際企業戦略研究科 金融戦略・経営財務コース 共同研究室

第4条(構成員)

本会は一橋大学 ICS-FS コース教職員 2 名と一橋大学 ICS-FS コース同窓会役員若干名で構成されるものとする。

第5条(役員)

本会に次の役員を置く(カッコ内は選任の条件)。

代表者(理事長) 1 名 (ICS-FS コース教職員)

会計担当者 1 名 (ICS-FS コース教職員)

第6条(役員を選出)

- (1) 代表者(理事長)および会計担当者は、ICS-FS コース教職員が候補者を互選し、本会の審議で決定する。
- (2) 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- (3) 役員は、正当な理由があるときは、辞任することができるものとする。
- (4) 役員は、理事会において解任が議決された場合その職を失う。
- (5) 役員が辞任または解任により定足数を欠くことになったときには、後任役員を直ちに選任する。補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

第7条(理事長の職務)

- (1) 理事長は、本会を代表して同窓会の事業を総理する。
- (2) 理事長は、次の職務を行う。
 - 理事会会議の議長
 - 本会の銀行口座通帳、印鑑および少額現金についての最終管理責任者

第8条(会計担当者の職務)

会計担当者は、次の職務を行う。

- 同会の銀行口座からの出金する場合の承認および入出金の確認
- 同会からの請求書および領収証を発行する場合の承認および確認
- 入出金に関する会計帳簿の作成と管理、および理事会への報告

第9条(理事会会議の定足数および議決)

- (1) 理事会会議は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。なお、インターネットを利用した審議においてはこの限りではない。
- (2) 理事会会議における決議および承認は、出席理事の過半数による。可否同数の場合は議長がこれを決する。なお、インターネットを利用した審議においては、構成員の過半数による。

第10条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年7月1日から翌年の6月30日までとする。

第11条(事務局の業務)

- (1) 本会の事務を補助するため事務局を置く。
- (2) 事務局は、理事長の委嘱を受け、会計担当者の監督のもと、本会の銀行口座通帳、印鑑および少額現金の保管を行う。

第12条(規約の改正)

本規約は構成員の発議によって改正することができる。ただし、改正の決議は、第9条の理事会会議の定足数および議決に関する規定に沿って行われるものとする。

第13条(設立年月日)

- (1) 本会の設立年月日は、平成28年(2016年)5月30日とする。

附則

第1条

本会規約は一橋大学 ICS-FS コース教職員および一橋大学 ICS-FS コース同窓会ワーキンググループメンバーの合意によってその効力を発し、平成28年(2016年)5月30日より施行されるものとする。